Title	シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策(一)				
Sub Title	The administrative policy of Gilan by Shah 'Abbas I				
Author	長谷部, 暢子(Hasebe, Nobuko)				
Publisher	三田史学会				
Publication year	1990				
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.4 (1990. 12) ,p.29(381)- 58(410)				
JaLC DOI					
Abstract	During the reign of Shah 'Abbas I (1588-1629), the Safavid government adopted a local policy that made regions of rich production xasse, namely they were placed under the direct control of the central government. The royal treasury received all of the revenues from the xasse lands. Thus, this policy was conceived as one of general financial policies of the Safavids. Parts of the district of Gilan, south of the Caspean Sea, were appointed as xasse in 1597. Since then, they were retained under the administration of a vazir who was a civil officer dispached from the central government. Gilan was famous for its production of rice and raw silk, and one of the most affluent districts in the Safavid Iran. And the district that was not within Safavid's effective control till conquered by Shah 'Abbas I. Before that the influence of the local political power had been very strong. In the course of operation of the xasse policy in Gilan, Shah 'Abbas I thoroughly reduced its local military powers, and has taken various measures to make Gilan a district which would be major incomesupplier for royal treasury. Consequently the administration of vazir showed a tendency to concentrate on reinforcement of collecting taxes rather than activating local economy, and eventually brought oppression and extortion to local society. In addition to the fact that xasse policy had a structural defect that led to severe extortion of local population, destruction of the existing local ruling system bore various social contradictions in the Gilan society. Against this oppressive policy, local people of Gilan start a popular movement immediately after the death of Shah 'Abbas I, and showed offensive reaction to reject the Safavid rule. This movement was soon put down without any effect to the Safavid policy in Gilan. On the contrary, the central government further strengthened its policy toward it. This movement indicates the defects and cotradictions originated from the local policy of Shah 'Abbas I, which has been reputed as successful in mode				
Notes	論文				
Genre	Journal Article				
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19901200- 0029				

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

化一に注目し、アッバースI世の対ギーラーン政策の在	('Abd al-Fattāh Fūmanī)著『ギーラーン史』(Tārīx
言えよう。本稿では、とのTGFに現われた「ハーッセ	筆者にそうした問題意識を抱かせたのは、フーマニー
載がかなり詳細に見出せる点などが、この史料の特徴と	分になされているとは言いがたい。
者であったため、地方の統治機構とその変容に関する記	は否めず、彼の政策を様々な側面から考察する試みが十
ている点、また、作者が在地の財政・会計業務に携わる	スI世の対キズィルバシュ政策のみが強調されている感
ため、シャーの統治に対する批判・不満が臆さず記され	幅に削減しえたことである。しかし、シャー・アッバー
る。施政者への献呈を目的として書かれたものではない	で国政を左右していたキズィルバシュ諸部族の勢力を大
とギーラーンとの関係史をカヴァーする同時代史料であ	いるのは、近衛兵勢力を新設あるいは増強して、それま
ある一六二九(一〇三八)年までの、サファヴィー王朝	の政策のうち、従来の研究において最も高く評価されて
た一五一七(九二三)年から、アッバースI世の没年で	八七-一六二九年)の時代に最盛期を迎えた。彼の一連
世と西ギーラーン地方政権との間に朝貢関係が開始され	ヴィー朝は、第五代のシャー、アッバースI世(在位一五
策であった。TGFは、第二代シャー・タフマースプI	十六世紀初頭から二世紀余りイランを支配したサファ
さらにはそこに見出された「ハーッセ化」という地方政	
-e Gilān)(以下TGFと略記)なる地方史史料であり、	まごろこ
長谷部 暢 子	

シ

ヤ

]

•

7

ッ バ

ースI世のギーラーン地方政策

(---)

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策

二九 (三八二)

りうることを記録をするこうことでは、ここす史 学 第五十九巻 第四号	
する地方社会の反応について検討してみたい。	·
なお、TGF以外に使用した主な史料とその略号は以	
下の通りである。	まず
TAA Eskandar Baig Torkamān, Tārix-e 'alam ·	ン の 土
ārā-ye 'Abbāsī, (ed. I. Afšār), 2vols., Tehrān,	あるい
1972,	朝時
DhTAA, Dheil-e Tarix-e	ルダン
'alam • ārā-ye 'Abbāsi, (ed. S.X <sup>v</sup> ānsārī), Tehrān,	サフィ
1939.	ト ユ ー
TA Jelāl Monajjem, Tārix-e 'Abbāsi, B. M. Add.	る地域
27241.	として
XS Mohammad Ma'şūm Eşfahānī, Xolāşat al-Siyār,	ったも
(ed. I. Afšār), Tehrān, 1990.	M. Röh
JM Mohammad Mofid Bāfqī, Jame'-e Mofidi, (ed.	けるも
I. Afšār), 3vols., Tehrān, 1962-64.	して中
XT Qādī Ahmad Qomī, Xolāșat al-Tavārix, (ed. E.	バース
Ešraqī), 2vols., Tehrān, 1984.	ィー時
TM Samī'a, Tadhkerat al-molūk, (facsimile, ed. of	語は、
B. M. Or. 9496, with Eng. tr. & com. by V. Mi-	とほぼ
norsky), London, 1943.	よ、い

ル体制下にある土地と区別されるようになり、あ 9) のとみなされていた。しかしレョールボルン(K.中央政府の管轄下に置く政策が取られるようにな の統治を知事(ハーケム)に委ねず、ハーッセ地 1 同義に用いられていたが、アッバースI世時代に 同じく「王領地」 を意味するハーレセ(xālese) 代でも、アッバースI世時代以前にはハーッセの urborn)は、ペルシア語史料中にこの考えを裏付 || Ⅰ世(在位一六二九―四二年)時代以降明確に 代のハーッセに関しては、従来は仏人旅行者シャ 地制度用語としての ハーッセ (xāṣṣe) は、 王領地 I世であることを呈示した。また彼は、サファヴ 央政府の直轄下に置く政策を取り始めたのがアッ のが見出せないこと、さらに地方をハーッセ地と (Chardin, J.)の言に基づいて第六代のシャー、 は支配者の私有地を指すといわれる。サファヴィ 「ハーッセ」に 関して 若干記 しておこう。イラ レセは廷臣などへの小規模分与地を、ハーッセ ハーッセ化政策の特徴

l

三〇(三八二)

アッバースI世期の

地域	期 間	備	考	典 拠	統治者に関する記載
Tabrīz	1534~ 1578	Hoseyn Xānのヴァズィール Amīr Xān Mouşlūがハーケ		XT946, 948 TAA227	ダールーガ ★1559-1673(XT235)
Qazvīn	1534~ 1576	<u>H</u> oseyn Xānのヴァズィール Masīb Xān Tekkelūのティ		XT946, 948 XT627	ヴァズィール統治の記載(TAA166)
Esfahān	1534 ~ 1587	<u>H</u> oseyn Xānのヴァズィール (シャー・タフマースプに次き 次にAbū Ṭāleb Mīrzāのハー Moršed Qolī Xānのティユー	ぎ <u>H</u> amza Mīrzā, -ッセ)	XT946, 948 TAA381 TAA381	ヴァズィール統治の記載(XT996)
Kāšān	★1559~ 1576	ヴァズィールのĀqā Kamāl Ebrāhīm Mīrzāのティユー)		XT570, 996 TAA163, 165 XT630	左記に同じ
Yazd	★1558~ 1586	ヴァズィールのMohammad 統治(Esfahānと兼任) Kermānのハーケムが占領	Šarīf Tehrānīt	TAA165 JM3-1 167 TAA254	左記に同じ
Semnān Damāvand Xazārjarīb Xabalrūd	1577~ 1579 1587 1588	Xeyr al-Nesa Beygomのハ Semnan ティユールに Xazarjarīb, Xabalrūdティー Damāvand ティユールに		XT665, TAA228 XT699 XT869 XT874	

表 I シャー・アッバース I 世時代以前のハーッセ地(~1587年)

★は最低限この時期はそうであったことを示す

シャー・アッバースー世のギーラーン地方政策①

## 史 学 第五十九巻 第四号

## 三三 (三八四)

[Qa	zvīn	)
-----	------	---

## **表Ⅱ** シャー・アッバースⅠ世時代のハーッセ地(1587~1629年)

年	任命職	統治の担い手及びその史料記述	出自	典 拠
1588	ハーッセ化	一部がハーッセに定められコルチ達に分配された	Q	TA45a-b, TAA399
1589	ダールーガ	Parvāne Baig (ハーッセであると明記されている)	G	XT889
1591	ダールーガ	Qarā Hasan Soltān Čāvašlū (Ostājlū)	Q	XT1087, TA89b
	ダールーガ	Jamšīd Baig	G	TAA449
1594	ダールーガ	Šeyx Ahmad Āqā Šaraflū Ostājlū	_	TAA497-8
1603	ダールーガ	Amīr Kūne Xān Qājār	Q	TAA638
	ヴァズィール	Mīrzā 'Ālamiyān (=Moḥammad Šafī')(~1609)	—	TGF180
1606~	(ヴァズィール)	Oşlān Baig Šāmlū	Q	TGF181
1612	ダールーガ	Salmān Xān Ostājlū(シャーの従兄)	-	TAA853, TGF198

(Eşfahān)

1589	ダールーガ	Farhād Baig (Morsed Qolī没後よりハーケム任官なし)	G	XT895, TAA418
1589	ダールーガ	Mo <u>h</u> ammad Baig Sārūγ <mark>č</mark> ī	—	TAA401
1589	ダールーガ	Yūlī Baig	G	XT891, TAA418
1590	ダールーガ	Yūlī Baig	G	XT903, TA73b, TAA426
1590	ダールーガ	'Alī Baig Ostājlū	·	XT907
1591	ダールーガ	Farhād Baig	G	TA78b
1597	ダールーガ	Qādī Soltān Torbatī (Torbatにティユール保有)	—	TAA568

## (Kāšān)

1588	ハーッセ化	dastūr-e xāṣṣe-ye šarīfeと記されている		XT874
1589	ダールーガ	Behzad Baig (シャー・イスマーイールII時代からのダールーガ)	G	XT889
1604	ヴァズィール	Mo <u>h</u> ammad Zaman Baig	—	JM3-1 182-3

(Yazd)

	1587	ヴァズィール		_	TA48a
	1589	ダールーガ	'Alī Qolī Xān Šāmlū	Q	TA57a,58a,TAA403
	1590	ダールーガ	Soheyl Baig	· · · ·	TA63a
	1591	ダールーガ	Šāh Xalīl 'Allāh b.Mīrmīrān	·	TAA431, JM3-1•66, 70
	1595~	ヴァズィール	γāzī Baig		JM3-1•176
	1596	ダールーガ	'Alī Qolī Xān Šāmlū (再任、Abarkūhにトユール有)	Q	TAA525, TA126a
	1606	ヴァズィール	Mo <u>h</u> ammad Zamān Baig (Kāšānを兼任)		JM3-1•183
	1623	ヴァズィール	Mīrzā 'Anāyat Allāh Esfahānī		JM3-1•189
	$1625 \sim$	ヴァズィール	Mīrzā Xalīl Allāh	· —	JM3-1·190
- 1			1		1

(Qom)

~1589	ハーケム	Hoseyn Xān Šāmlū(彼のヘラート着任後ハーケムなし)	Q	XT889
1597	ヴァズィール	 X <sup>V</sup> āje Masī <u>h</u> (まもなく免職となった)	—	TGF235

(Māzandarān)

~1595	ハーケム	Farhād Xān Qaramanlu(彼のホラーサーン出発後ハーケムなし)		TAA518-9
1597	ハーッセ化	Nūr地方をハーッセ化	—	TA125b
1606~	ヴァズィール	Mīrzā 'Ālamiyān (代理;Mīr al-Qāsem Xorāsānī)	—	TGF181
1616	ヴァズィール	Mīrzā Taqī (1629年~ギーラーンも兼任)	-	TAA1093

〔東Gilan-Biye Piš〕

$\sim$ 1592 1592 1593 1594	ハーケム ハーケム ハーケム ハーケム	Xān Ahmad Xān Mehdī Qolī Xan Šāmlū Dervīš Mohammad Xān Rūmlū Farhād Xān Qaramānlū	Q — —	TGF134, TA95a, TAA450-1 TAA451 TAA467, TGF167 TGF156
1594 1597	ハーッセ化	(Farhad Xan/IXorasan^)		TGF156 TGF172

シャー・アッバース--世のギーラーン地方政策 ①

三三 (三八五)

		-			
	$1597 \sim$	ヴァズィール	Mīrzā 'Ālamiyān	1	TGF172
	$1609 \sim$	ヴァズィール	Behzad Baig	1	TGF188
	1612	ダールーガ	Sāh Vīrdī Baig (~1614)	1	TGF207-8
_	$1614 \sim$	ヴァズィール	Mīrzā Taqī Esfahānī		TGF209
	1616	ダールーガ	Ouliyā Baig Kurd (~1618)	I	TGF215
	$1618 \sim$	ヴァズィール	Mīrzā Taqī Eșfahānī (復職)	Ι	TGF215
	$\sim 1628$	ヴァズィール	Mīrza 'Abd Allāh	G?	TGF222, XS51
	1629	ヴァズィール	Mīrzā Taqī Esfahānī (Māzandarān ð 兼任)		TGF223
	〔西Gi	(西Gilan-Biye Pas)			
	$\sim 1594$	ハーケム	'Alī Xān	1	TGF142, TAA4.60, TA97b-98
	1594	ハーケム	Farhād Xān Qaramānlū		TGF157
	1597	くーッ わ化			TGF172
	$1597 \sim$	ヴァズィール	Mīrza 'Ālamiyān	1	TGF172
	$1609 \sim$	ヴァズィール	Behzād Baig		TGF188
	1612	ダールーガ	Latif Xan Baig (~1614)	Ι	TGF207-8
				,	

出自のQはコルチ、Gはゴラームを示す。また任命職の(ヴァズィール)はヴァズィール代理を指す

1627

1629

ダールーガ ヴァズィール ヴァズィール ヴァズィール

1616 1618

'Alī Qolī Baig Soleymānxānī (~1618) Oşlān Baig Šāmlū (復職)

Mīrzā Esmā'īl (Oșlān Baigの息子) Mīrzā Taqī Eșfahānī

- Q ?

TGF221, XS50

**TGF223** 

110

**TGF215** 

TGF209 TGF215

1614

ヴァズィール

Oslan Baig Samlu

地を指すようになったことも指摘した。確かに彼が示すは、トユール分与対象外の比較的広大な中央政府の直轄 通りハーッセは、アッバースI世時代にいわば支配者個 るのである。 央政府に直接帰属する性質のものに変容したと考えられ 人の「私有」の枠を出て、より公的な、国家あるいは中

三四 (三八六)

学 第五十九巻

第四号

史

三五 (三八七)	シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策①
勢力の拡大ないしは土着化を阻止すべく採用されたとは	さて、ハーッセ地からの税収はすべて国庫に納入され
意する必要がある。つまりハーッセ化政策が、地方部族	ると思われる。
のコルチたちが次々とダールーガ職に就いていた点に注	の弱体化のみを強調する彼の結論は、一面的な解釈であ
Sāmlū 部のごとく、当時のキズィルバシュ有力部族出身	策採用の目的として、キズィルバシュの地方駐屯軍勢力
もガズヴィーン における Ostājlū 部、ヤズドにおける	画期的であった。しかしアッバースI世のハーッセ化政
ールーガ職を担う傾向がかなり顕著に 見 ら れ る。中で	I世時代に置いたという点ではレョールボルンの見解は
りでは、比較的同一の集団ないしは部族が同一地域のダ	こうした政策としてのハーッセ化の端緒をアッバース
Ⅱに示したように、ハーッセ地統治に関して検討した限	明らかに異質であった。
を打開すべく重用された集団であっただろう。しかし表	を中央直轄領化していく、政策性を持ったハーッセとは
かにキズィルバシュ諸部族勢力への武力上の全面的依存	代の、シャーただ一人の名において比較的大規模な地域
ルチ出身者だったことである。ゴラームとコルチは、確	傾向が強かったと言える。これらは、アッバースI世時
I世が常備軍として重用したとされるゴラームおよびコ	ースI世時代以前のハーッセは、王族の「私有地」的な
と、またその担い手の大半を占めていたのが、アッバース	私的収入になっていたものと考えられる。ゆえにアッバ
記載がヴァズィールに関する記載よ り も 遙 かに多いと	王族に帰属するハーッセは、その土地収入が王族個人の
は、表Ⅱに見られるように、このダールーガについての	遣のヴァズィールの存在が認められる。従ってこうした
た。アッバースI世時代のハーッセ 統 治 の 最大の特徴	も、統治担当者としては、中央政庁(dīvān-e a'lā)派
う職と思われるダールーガ(dārūŗa)も任 命 さ れ てい	王族のハーッセが存在する。こうしたハーッセについて
いたが、それに加えて、中央政庁から統治・徴税を請負	どに見られるように、支配者であるシャーのみならず、
は、ヴァズィールに任命された中央政庁の文官が行って	ーッセに関して言えば、たとえばエスファハーンの例な
徴税面が重視されていた。それゆえハーッ セ 地 の 統治	てみよう(cf. 漱 I , ´I)。アッバースI世時代以前のハ
るものであったため、その統治においては、当然財政・	ここで、アッバースI世期のハーッセの特徴を検討し

〔行うよう〕	ートのハーケムになった。つまり、有力ハーケムを新し
ァズィールの	Hoseyn Xān Šāmlū は、この年新たに征服されたヘラ
Mohammad	一五九七年にゴムがハーッセ化 された際、元ハーケム
ヤとし (xāṣṣ	した形で行われていた。たとえば表Ⅱに示したように、
保持者のトユ	また、新たなハーッセ地の設定は、領土の拡大に対応
両ギーラーン	ත <sub>°</sub>
① ヒジュラ暦	指す財政政策の一環であったことを明示しているのであ
うに記されている	チの存在は、ハーッセ化が王朝軍増強と国庫収入増を目
世によってハーッ	とである。つまり、ダールーガとしてのゴラームやコル
ギーラーンは、	集めたハーッセの収益を彼らの増強のために運用したこ
その理由	徴税強化の担い手としたこと、さらにはそうして国庫に
1 ヴァズィー	統治において、ゴラームやコルチをダールーガに任じて
	むしろ注目すべきは、アッバースI世がハーッセ地の
I F	ことをここで指摘しておきたい。
いたといえよう。	ースI世のハーッセ化政策の意味の十分な解明は難しい
果獲得された領土	対キズィルバシュ政策とのみ捉えていたのでは、アッバ
バースI世期の強	ムとコルチがハーッセ統治に大きく関与していた点を、
仕組みになってい	問題については本稿では詳しく触れないが、このゴラー
止め、中央直轄領	世の対キズィルバシュ政策におけるゴラームとコルチの
する一方、経済的	勢力に関する詳細な分析が欠如している。アッバースI
い領土のトユール	考えにくいのである。レョールボルンの考察には、統治
	史 学 第五十九巻 第四号

3職務(vezārat)と統治(hokūmat)を (32) 定めた。 酉一○○六年シャー・アッバースは、東西 点兵政策の財政上の基盤であり、その結 いとして徴税強化の対象にする、という 言な重要性の高い地域のトユール分与を șe karde), Mirza' Alamiyān(=Mirzā ・ル統治・ハーッセ体制への移行および 、たのである。ハーッセ化政策は、アッ (Gilānāt) をハーケムたちやトユール ラーン地方のハーッセ化 保持者に転任させて前線の軍備を強化 セとされた。TGFにはそれが次のよ |がさらにハーッセ化政策を推進させて Šafi')が…(中略)…ギーラーンのヴ ールから削って(vad 'namūde)ハーッ 一五九七/一〇〇六年、アッバースI

三六 (三八八)

ラーンの税収入からの受益はありえないのである。そし を出した。この事例の Kāmrān Baig に見られるよう 年俸 (yaje-ye mavājeb) として渡すべ し」との 勅 令 る西ギーラーン(Biye pas)にトユール保有はありえな
<sup>(21)</sup> juhāt) のうち、 毎年四〇〇トマンを Kāmrān Baig の ラーンの官吏たち('ommāl)は、Toulam の地税(vo-の永代トユール(toyūl-e abadī)にせよとの勅令(raqam) Toulam) の収入(madāxel)を Kāmrān Baig Toulamī Toulamī なる者を従者に 取り立てた 際、ヴァズィール 領であったため、ハーッセ化の後、すべての官職保有者 代のハーッセは土地収入のすべてが国庫に入る中央直轄 について、若干考察を加えておこう。アッバースI世時 いとシャーに上申した。そこでシャーは改めて「西ギー を発した。しかし Mohammad Safi、は、ハーッセであ の Mohammad Šafī、に対し、 Toulam の地(olkā-ye 五九七/一〇〇六年、アッバースI世は Kāmrān Baig は俸給のみを受け取るようになる。TGFによれば、一 ァズィールに統治が委ねられた。この統治機構上の変容 ンではトユール保有が撤廃され、ハーケムではなく、ヴ この記述が示すように、ハーッセ化により、ギーラー 地方政庁を通した俸給という形を取らぬ限り、ギー

ば見られる。この点において、ギーラーンに敷かれたハ(%)(※) ギーラーンの特殊性に注目する必要がある。 うになったのはなぜか。これについて考えるためには う。しかし、他とは明らかに違う形の統治が敷かれるよ の徹底されたハーッセ地であったとい う こ と もできよ あろう。とすれば、ギーラーンはより本来的な文官統治 として、整備したシステムによる文官統治を敷く措置 相違がある。ハーッセ化とは、元来財政管理強化を目的 という記述は僅かに二例見出されるのみで、逆にヴァズ ・ 」、(&) ヴァズィールのみが、中央政府任命の統治の担い手とし は ーッセ統治は他のハーッセ地に対するそれとは明らか て現われる。またダールーガが中央政府から派遣された ーラーンの場合はやや状況が異なる。TGFには、 スI世時代のハーッセ統治の特徴であると述べたが、 の実務を担っていたためなのである。 れており、かつ自らを頂点とする地方政庁が統治・徴税 て Mohammad Safi、が初めの勅令に異議を 唱 え た ギーラーンは、 さて、先にダールーガ職の重要性が高いのがアッバ 彼がギーラーンをハーッセとして統治すべく命じら アッバースI世時代に、名実共にサフ 通常 ギ で に ] の

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策

三七 (三八九)

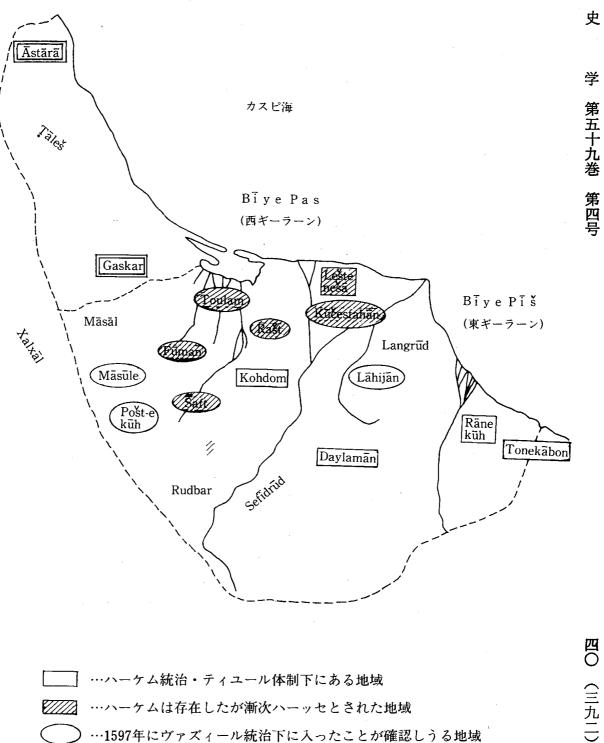
ষ্ は、 贈り物(hadīye)を献上するため Xalīl Baig なる者を 中央政府がキズィルバシュのハーケムを統治者にしたの 以前のシャーたちのそれとは異なっていたのである。 まりアッバースI世の対ギーラーン政策は、当初から彼 Ahmad の独立政権然とした態度に激怒したという。 大使(Ilčī)として遣わ し た際 に、シャーはこの\_Xān Aによれば、東ギーラーンのハーケム Xān Ahmad が 敷くことになった要因を考えさせる。すなわち、ギーラ 体制の枠を出なかった。統治機構の変容をもたらしたの みで、ギーラーン統治機構の形態は依然としてトユール らかに性質の異なるハーッセ地であった。 もない頃からサファヴィー朝の領土であったガズヴィー けていた。この点においてギーラーンは、王朝創建後間 の契約を結びつつも地方政権としての独立性を維持し続 ーンには強力な地方政権が存在し、名目上は臣下として ファヴィー朝がギーラーンに対し、他とは違った統治を 征服の後、 アッバースI世のギーラーン征服については、 エスファハーン、カーシャーン、ヤズドなどとは明 一五九七/一〇〇六年のハーッセ化である。もっと この「征服」および「地方州化」という事象は、サ 確かに実質的「地方州化」がなされたが、 サファ っ

三八 (三九〇)

	シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策⇔
けで	最大の輸出品であった絹、すなわち生糸の生産高が最も
すべ	平地は比類ない穀倉地帯であったし、サファヴィー朝の
ある	の生産地であったことである。沼地の多いギーラーンの
も	重要性とは土地生産性の高さであり、中でも米および絹
官統	要性に注目していたことが窺える。ギーラーンの経済的
ハ 1	な地方州として支配しえずにいたギーラーンの経済的重
ッセ	この記述から、アッバースI世が、不本意にも実質的
のと	〔の道〕から逸脱した。
は、	の多さに慢心し…(中略)…不遜にも反逆し、服従
ル自	② 彼(='Alī Xān) は金 (māl) や土地財産('aqār)
ーン	見られる。
-е а'	'Alī Xān の反逆についてTAAには次のような記述が
ギー	きる。 西ギー ラ ー ン 征服の契機となった、 ハーケムの
点で	大の理由が経済的な側面にあったことは 容 易 に 想定で
ーン	とした統治機構改革が行われたことに鑑みれば、その最
は、	いない。とはいえ、ハーッセ化の後財政管理強化を目的
ため	はもちろんTGF以外の史料にはその事象すら記されて
きな	化という統治機構上の大きな変化に関しては、その理由
を直	由および動機の記載が史料に見出される。他方ハーッセ
独立	ーン統治者たちの不服従、戦略的な必要性など様々な理
多か	ヴィー朝によるギーラーン支配の正当性の意識、ギーラ(32)

らが赴いて徴税法の整備などを行ったという記述例 っとも地図Iに示したように、現在のギーラーン州 治の下に置かれるようになったことを示している。 てがアッバースI世のハーッセ化の対象とされたわ ッセとしてはある意味で特殊とも言える徹底した文 化の対象として選ばれ、またアッバースI世時代の とも、ギーラーンがその経済的重要性ゆえに、ハー 管見の限り他の地域については全く見られない。こ に派遣されたという記述が見られる。大ヴァズィー izam)をはじめとした中央政庁の成員たちがギーラ ラーン征服の直後に当時の大ヴァズィール (vazir-は、一連の措置と捉えられよう。年代記史料には、東 の税収をもたらすことを最終目的としていたという 事象としては別個のものであったが、国庫にギーラ の必要条件であった。 征服 活 動 と 統治機構の改革 い。ギーラーンの征服は、ハーッセ化を可能にする 接サファヴィー朝の国庫収入に結びつけることがで した地方政権が存在していては、その経済的な利点 ったのもギーラーンであった。こうした地域に半ば はない。本稿でハーッセ統治下のギーラーンとして いはTGFにおいてギーラーンとみなされる地域の

三九 (三九一)



…1597年にヴァズィール統治下に入ったことが確認しうる地域

…ハーッセ化の記載はあるが実質的にはハーッセとみなしえない地域

…うちハーッセ化の後にもセパフサーラールが存在した地域

四一(三九三)	シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策
ハーッセ化以前、特にアッバースI世の征服以前のと	中央政府から地方軍務を担う何らかの勢力が派遣された
である。	いる。しかし、ギーラーンの場合は、ハーッセ化の後に
と、セパーフ(sepāh)とライヤーム(layyām)の二語	廷従者(Hofgefolgsleute)が軍務を担っていたとして
ているのは、軍隊を示す laškar および 'askar を除く	レョールボルンは、ハーッセ地では専ら中央派遣の宮
多いが、この史料で「地方軍」を指す語として用いられ	a ギーラーンの地方軍制
TGFにはギーラーンの在地軍事勢力に関する記述が	2 ハーッセ化による地方軍制の変化
b セパーフとライヤーム	
察せざるをえない。	えられる。
ーンの地方軍備に関しては、現地の軍事勢力の存在を考	策の一つとして、ハーッセ地を増やす方策をとったと考
難しくかつ合理的ではなかったといえる。ゆえにギーラ	でもあった。その際に、国庫からの支出増大を賄う財政政
央部からの派兵によってギーラーンの軍務を行うことは、	を得て本格的な対外遠征に着手した、いわば転換点の年
た状況が記されている。つまり、乾燥地であるイラン中	なされた年であり、また即位十年にして漸く内政の安定
の助力なしには中央派遣軍の征服活動の遂行が難しかっ	とは、アッバースI世親政期のうちでも屈指の大事業の
乾燥地の戦闘とは全く勝手が違った。TGFには地方軍	サーン大遠征」を行った。つまりヒジュラ暦一〇〇六年
と技術が必要であった。また沼地では馬を有効に使えず、	フマースプI世時代の旧領土をすべて回復する「ホラー
山岳地が天然の要害をなしており、戦闘には特殊な知識	ファハーンへの遷都を敢行した。さらに翌年にかけ、タ
たし、山腹は深い森林に覆われていた。この森林および	こう。一五九七/一〇〇六年の冬、アッバースI世はエス
いといえる。当時ギーラーンの平地は大半は泥沼であっ	収の必要に応じてなされたことについても若干述べてお
ハーッセ化以降のギーラーンの軍務を担った可能性は低	さらにギーラーンのハーッセ化が時代にそった国庫増
の地理的な特殊性を考慮すると、中央派遣の軍事勢力が	おく。
ことを示す記述は全く見られない。さらに、ギーラーン	論じるのが限定された地域であることを、ここに記して

次にこの二語を個別に考 察 し よ う。まずセパーフと
3°
からなる地方軍事力集団として捉えられ て い る のであ
は一般民衆と同一視されていない。すなわち、在地住民
イヤームは、地元住民の範疇に含まれるものの、完全に
の複数形 ra'āyā の語が伴われる。 つまりセパーフとラ
の二語の後に、一般の人々を表わす ra'īyat もしくはそ
として示されているが、こうした記述例の場合、必ずこ
ことではセパーフとライヤームは地域住民集団の要素
心を安定させることに専心した。
セパーフとライヤームおよび臣民たち(ra'āyā)の
④ Ebrāhīm Xān は…(中略)…Rašt の町に滞在し、
軍事行動を取る以外には次のような記述例が見られる。
ヤームは地方の軍務に携わる集団として示されている。
さらにそうした記述例の大半では、セパーフおよびライ
このように、この二語が並記される例が多く見られ、
し、暴動を鎮圧した。
ち残っていた者たちを伴って Kūčesfahān に出動
Malekは東ギーラーンのセパーフとライヤームのう
③ Rānekūh のセパフサーラール (sepahsālār) Šāh
の二語の記述の特徴を考察しよう。
史 学 第五十九巻 第四号

合 は、 化以後の統治を担ったヴァズィールが常備軍を有してい 化に伴ってトユールとハーケムが撤廃されるため、 帰属が示されている。以上の点から考えて、セパーフは あり、この場合もセパーフは地方軍勢力として示されて ライヤーム以外で並記される語は 'askar. laškar などで 以前の記述例を見ていくと、との語が単独で現われる場 能を果たすための経済的基盤も失われる。またハーッセ ーフを保有する存在も、 体を示す記述が見られるわけではない。しかしハーッセ 語の記載が全く見られなくなる。セパーフの強制的な解 地の地方常備兵集団と捉えるのが適当であろう。 す記述は見出せない。またギーラーンの地理的特徴を考 ケムからトユール・俸給のいずれを受けていたのかを示 そうでない場合も地元のハーケムもしくはその臣下への いるといえる。また大抵の記述に地域名が付されるが、 ゆえにギーラーンのセパーフは、ハーケムに帰属する在 慮すると、セパーフを騎兵と断定することもできない。 ハーケムに帰属する在地の兵団であろう。彼らが、 ところが、ハーッセ化以降丁GFにはこのセパーフの いずれも地方軍務に携わる記述である。また前記の 軍団あるいは部隊を意味する。TGFのハーッセ化 セパーフが常時武装して軍隊機 セパ ハー

四二 (三九四)

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策()	e manṣūre)軍の列に叙せられた。そしてその他の	(mavājeb va marsūm)を定められ、王朝 ('asāker-	貴顕(a'yān)のうちシャーに仕えうる者は、 俸給	⑤ 〔東ギーラーンの征服活動終了後〕ギーラーン軍の	して考察しよう。	ここでTAAに見出されたライヤームの記述例を援用	はない。	軍備に携わる集団として示されている点を看過すべきで	である。ライヤームが一般民衆とは同一視されず、地方	いといえる。しかし単に農民と解釈するのみでは不十分	る。ゆえにライヤームが農業に携わっていた可能性は高	を見ると、いずれも平地、つまり耕作地帯に存在してい	し、またTGFにおいて、ライヤームに付記された地名	ムの語がギーラーン以外の事例で用いられることはない	を農民と解釈している。確かに管見の限りとのライヤー	ン、パーヤンデフ(M. Pāyandeh)などは、ライヤーム	次にライヤームについて 考 察 し よう。レョールボル	えられる。	してのセパーフはハーッセ化以降存在しなくなったと考	縮小措置が全く講じられぬはずがない。つまり、組織と	なかった点に鑑みるとギーラーンの地方軍事力に対する(3)
-------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	----------------------------	---------------------------	----------	--------------------------	------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------	---------------------------	---------------------------	------------------------------

maqām)から離れられなかったので、自発的に喜 「CCCCの根資の金貨(deram va dinār)と与いて なの記述例において、ライヤームと並記されるライヤ なの記述例において、ライヤームと並記されるライヤ しても、同様に臨時に集められる者という性格を持つと しても、同様に臨時に集められる者という性格を持つと しても、同様に臨時に集められる者という性格を持つと している。 たった者。 たるまた平時は農業に従事する集団であることも している。 「CCCCの根資のかり、また自分たちの住地(maḥal va

motajannade やライヤームは、いつも 遠征が 朝か

軍させた」という記述が見出され、平時は非武装であってGFにも銀貨や金貨(deram va dīnār)を与えて進具や武器(yarāq va asleḥe-ye bī šemār)を与えて進具や武器(yarāq va asleḥe-ye bī šemār)を与えて進具や武器(yarāq va asleḥe-ye bī šemār)を与えて進見や武器(yarāq va asleḥe-ye bī šemār)を与えて進して正式にのしている。この他丁GFにしての方三式でのした。

四三(三九五)

史

学

第五十九巻

第四号

四四

(三九六)

がハーッセ体制下のギーラーンの地方軍事勢力を縮小さ え、その内でも軍務能力を持つ元セパーフたちの代表者 よってセパーフ組織が消失してからも、この職は存在し の名の通りセパーフの長であった。しかしハーッセ化に せる意図を持っていたことはまず疑いない。 いわば潜在的な性質のものになった。 になったのではなかろうか。 的存在ゆえに、ライヤームの語に価値が見出されるよう 時武装してはいない。こう考えていくと彼らはライヤー 当然優秀な部類に属した。そしてハーッセ化以後、地位 ムの範疇に入る。かくしてライヤームに属する人間が増 上、彼らが農業に従事することも考えられる。むろん平 や官職を失い、軍務を専らに生計 を 立 て ていけない以 化していったと思われるのである。との元セパーフはか ライヤームの範疇に入るようになったために、特定の人 つまり、元はセパーフに属していた者たちがライヤーム 物に関する記述が目立つようになったとも想定できる。 つて職業軍人であったため、兵になりうる者のうちでも 地方政権時代、セパフサーラール(sepahsālār) はそ ハーッセ化以降、ギーラーンの在地軍事勢力の大半は с セパフサーラール サファヴィ 1 朝側

を保っていた。 臣関係を持ち、 る。 力者たちであり、各々王朝軍に対する協力を認められる ッセ化に先立つこと四年弱、両ギーラーンの征服が完了 として存在するようになったのであろうか。 れらの地区はいずれも一五九七/一〇〇六年にヴァズィ 官の記事にすべて俸給高が付されていることである。こ などして任命されたのである。注目すべきことはこの任 このとき西ギーラーン各地区、すなわち Rašt, Fuman, い。さらにハーッセ化を経るとセパーフは存在しなくな この時点ではセパフサーラールはトユール保有者ではな は、すべてとの際に任命を受けた者たちである。しかし してハーッセ化以降TGFに現われるセパフサーラール ーラール職の任命が行われた。彼らはいずれも土着の有 Kūčesfahān, Šaft, Toulam についてそれぞれセパフサ した一五九四/一〇〇二年にまずその兆候が現われた。 **沽動に用いるための暫定的な措置にすぎなかった。** ル統治下に入ったことがTGFに明記されている。そ(??) セパフサーラールという官職の性格上の変化は、ハー まず軍事行動に携わる記述は二例しか見出されず、そ ハーッセ化の後、 しばらくの間は軍隊指揮者としての機能 しかしこれは、彼らの持つ動員力を征服 セパフサーラールはいかなる官職

(三九七)

四五

圧に出動したという。彼らはこの時点ではまだ当該地域 (??) (??) を連れて」動運鎮 は、 に、 圧時の一例のみである。この時ギーラーンのセパフサー ない。つまりセパフサーラールはセパーフ の 消 失 と共 率いた鎮圧勢力を、軍務を専らにする集団とは限定でき における動員力を保持していたといえる。しかし彼らが ラールたち、つまり運動のおこった Fuman を除く Rašt, の内セパフサーラールが主体的に軍事行動をとったもの 年、ヴァズィールの Behzād Baig がアゼルバイジャン Kūčesfahān, Šaft, Toulam のセパフサーラールたちが に進軍しようとした際のものである。 いえよう。そしてもう一つの例は、一六一〇/一〇一九 「自らの部族の者(aqvām)や、 貴顕の人々(akāber 6 一六〇三/一〇一二年の Kār Kiyā Fathī反 運動 軍務を担うべき集団の長という性格を失っていたと れて Rašt に来た。そして西ギーラーンの貴顕の人 Behzād Baig は Lāhijān の貴顕 (a'yān) を連 史 第四号 西ギ

フサーラールたち (sepahsālārān)、庶民 (aṣāγer) ーラーンのライヤームや地区長たち (ro'asā')、セパ 々(akāber va a'yān)と共に Fūman に来、 を召喚するため伝令を送って多数を動員し…(中略

随行員としての行動と考えられる。その際にヴァズィ て著しく低下したといえよう。 も、当然かつてとは違うものになった。 計を立てる雇員となり、次第にその側近となった。 なくなる。彼らはヴァズィールを通した俸給によって生 は捉えにくい。セパフサーラールはヴァズィールの下僚 ルの身辺警護を担っていたとしても、地方軍務の遂行と として現われるのみで、主体的に行動を取る例は見られ トユールや軍隊指揮権の保有を意味していたため、 者の懐柔にあったと考えられる。かつてこの職の保有は は、地方社会に少なからぬ影響力を持っていた地方有力 ためセパフサーラール職の担い手たちと地方社会の関係 そして軍事行動以外の記述例は大半がヴァズィールの ハーッセ化以降この職を存続させた中 央 政 府 の 目 的 その その 1

官職授与は懐柔機能を果たすには有効だったであろう。

四六 (三九八)

:

サーラールという官職の重要性はハーッセ化以前に比べ

減少し sepahsālārān と総称されるようになる。

セパフ

い。さらに、セパフサーラールの個人名が記される例は

行う存在などではなく、動員される側の一要素にすぎな

この記述に見られるセパフサーラールは、

軍隊指揮を

Āstārā に向かった。

学 第五十九巻

d ヴァズィールの軍事権	な縮小措置の一環であったといえよう。	これは、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底的	せ、影響力を失わせることにあったと思われる。つまり	の雇員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化さ	続させた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィール	が廃止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を存	有力者を懐柔する必要がなくなったために任官そのもの	たとも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地方	官職としての重要性が低下したために特記されなくなっ	ラールは名誉職と化した。
あらかじめヴァズィールの軍事権について、ここで記しヴァズィールの職務一般については後に詳述するが、	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記ァズィールの職務一般については後に詳述するがd.ヴァズィールの軍事権	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記ァズィールの職務一般については後に詳述するがd.ヴァズィールの軍事権  小措置の一環であったといえよう。	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記ァズィールの職務一般については後に詳述するがd.ヴァズィールの軍事権 小措置の一環であったといえよう。	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記ァズィールの職務一般については後に詳述するがd.ヴァズィールの軍事権小措置の一環であったといえよう。は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底影響力を失わせることにあったと思われる。つま	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記ァズィールの職務一般については後に詳述するがは、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底影響力を失わせることにあったと思われる。つま員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記ァズィールの職務一般については後に詳述するがは、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底影響力を失わせることにあったと思われる。つま員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記ァズィールの職務一般については後に詳述するがは、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底影響力を失わせることにあったと思われる。つま員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記 アズィールの職務一般については後に詳述するが して、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 能響力を失わせることにあったと思われる。つま 員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー 止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を 者を懐柔する必要がなくなったために任官そのも	かじめヴァズィールの軍事権について、ここで記 オを懐柔する必要がなくなったために任官そのも 着を懐柔する必要がなくなったために任官そのも しとすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー 止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を したすることにあったと思われる。つま 員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 すァズィールの軍事権 く ヴァズィールの軍事権	本にの 本にの 本にの 本に 本に 本に 本に 本に 本 大 一 の 三 八 中 の 玉 た で よ た で 方 っ ズ ィ ー ル に 関 し て は 、 い ー ッ セ た 、 に つ い に て の 重 要 性 が 低 下 し た た め に つ い て む に つ に て の 重 要 性 が 低 下 し た た め に て い て も た ち た た の に つ い て し た た め に つ い て し た た め に つ い て で た た も た ち た た の に て い て し た た め に つ い て で た っ た た ち た ち た の に て い て し た た め に て い て し た か に て の に で む た か た た め に て し た や た た の に て し た か た た の に た ち た た の に た ち た た の に た た の に て し 、 も は や た た の た た の に た ち た の に た か た た め に た ち た ち た た や た た ち た た や た た ち た ち た ち た ち た ち た ち た ち た ち た ち た ち た た ち た た ち た ち た ち た ち た ち た ち た ち た ち た た ち た ち た た ち た ち た ち た た ち た た ち た ち た う っ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
ァズィールの職務一般については後に詳述するが	ァズィールの職務一般については後に詳述するがd.ヴァズィールの軍事権	ヴァズィールの職務一般については後に詳述するがは、 ヴァズィールの軍事権 縮小措置の一環であったといえよう。	ァズィールの職務一般については後に詳述するがd.ヴァズィールの軍事権小措置の一環であったといえよう。は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底	<b>リァズィールの職務一般については後に詳述するがは、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底和は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底和は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底</b>	ズィールの職務一般については後に詳述するが、ファズィールの軍事権であったといえよう。措置の一環であったといえよう。とすることで彼らの地方軍事勢力に対する徹底	ァズィールの職務一般については後に詳述するがは、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底影響力を失わせることにあったと思われる。つま員とすることで彼らの地方私会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー	ァズィールの職務一般については後に詳述するが 「ボイールの職務一般については後に詳述するが して、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 しとすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 して、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 したた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー 上されたとも考えられる。いずれにせよこの職を	ァズィールの職務一般については後に詳述するが すズィールの職務一般については後に詳述するが して、バーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 しとすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 して、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 して、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 がするたとで彼らの地方社会との関係を希薄化 して、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 の一環であったといえよう。	ァズィールの職務一般については後に詳述するが オを懐柔する必要がなくなったために任官そのも 着を懐柔する必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地	五九四/一〇〇二年に任命されたセパフサーラー 五九四/一〇〇二年に任命されたセパフサーラー 五九四/一〇二年に任命されたセパフサーラー たなに、 「 「 「 「 「 「 」 」 し て の 重 要 性 が 低 下 し て は 、 い し で は 、 に つ い で 被 に て い に で し に た た た た に つ い て む に て の 地 要 性 が 低 下 し た た め に つ い て む に て い て し た た め に て い て む 志 ヴ っ ズ ィ ー ル に 関 し て は 一 に つ い て む に て の 売 で 志 ち た っ た た め に つ い て む た た や に つ い て む た た め に て し た た め に て し た た め に て し た た の に し た た め に て し た た め に て し た た め に て し た た め に し た た め に せ よ こ っ た た め に せ よ こ っ た た や に し 、 む た た し に し て ん で 彼 ら の 地 方 れ た や た た た た し に し て た し し て し て し た た や た た ち た た ち た た た ち た た の に て 、 、 、 ち に ち て 、 、 、 ち た た し に ち た た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た ち た た に つ て て 、 て 、 ち で 、 て 、 た ち し し て 、 て た た し っ た た し つ て て 、 た ち た こ つ い て た た し い て て し つ て て つ い て し つ て て つ て て つ て つ し つ て つ て る た つ し て る た こ つ い て ろ っ っ し つ て る っ つ し て る っ っ し つ つ て る っ っ し つ つ て つ っ っ っ っ っ っ し こ っ っ し つ し こ っ っ っ し っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ
	ヴァズィールの軍事	d ヴァズィールの軍事権 縮小措置の一環であったといえ	d ヴァズィールの軍事権 小措置の一環であったといえよう。	d ヴァズィールの軍事権 榔小措置の一環であったといえよう。 れは、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 影響力を失わせることにあったと思われる。つま	ヴァズィールの軍事権がアズィールの軍事権です。たといえよう。著力を失わせることにあったと思われる。つまやすることで彼らの地方軍事勢力に対する徹底	<ul> <li>ヴァズィールの軍事権</li> <li>ヴァズィールの軍事権</li> <li>小措置の一環であったといえよう。</li> <li>小書であったとにあったと思われる。つま員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化</li> <li>せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー</li> </ul>	d ヴァズィールの軍事権	d ヴァズィールの軍事権	d ヴァズィールの軍事権	d ヴァズィールの軍事権 d ヴァズィールの軍事権 d ヴァズィールの軍事権
小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。	は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底赴客力を失わせることにあったと思われる。つま員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー上されたとも考えられる。いずれにせよこの職をも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくな	影響力を失わせることにあったと思われる。つま者を懐柔する必要がなくなったために任官そのもも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくな	員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を者を懐柔する必要がなくなったために任官そのもも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくな	せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を者を懐柔する必要がなくなったために任官そのもも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくな	止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を者を懐柔する必要がなくなったために任官そのもも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくな	の元くも地な	浸透し、敢えて元地めに特記されなくな	めに特記されなくな		も。 っ た 任 ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー そ ー ろ ー そ ー ろ ー そ ー ろ ー そ そ ー ろ そ ー ろ そ ー ろ そ ー ろ そ ー ろ そ ー ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ 子 一 ろ ろ 一 ろ ろ 一 ろ ろ 一 ろ ろ 一 ろ ろ 一 ろ ろ 一 ろ ろ 一 ろ ろ ろ 一 ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ
小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。	は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 者を懐柔する必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくな ーラールに関しては一語の記載も見られなくなる	影響力を失わせることにあったと思われる。つま者を懐柔する必要がなくなったために任官そのもも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなーラールに関しては一語の記載も見られなくなる	員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー止されたとも考えられる。いずれにせよこの職をも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなーラールに関しては一語の記載も見られなくなる	せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー上されたとも考えられる。いずれにせよこの職をも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなーラールに関しては一語の記載も見られなくなる	止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を者を懐柔する必要がなくなったために任官そのもも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなーラールに関しては一語の記載も見られなくなる	の元くなも地なる	浸透し、敢えて元地めに特記されなくなる	めに特記されなくな	ールに関しては一語の記載も見られなくな	一〇二七年以降の担い手の記述は見出せない。さらに一命記事が全く見られない。Šaftについても、一六一八/のうち Šaft 以外の地区の者たちについては後任者の任一五九四/一〇〇二年に任命されたセパフサーラール
小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。	は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底としての重要性が低下したために特記されなくなったために任官そのも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなし、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなん、キーや政府の意図は、有力者たちをヴァズィールで関しては一語の記載も見られなくなるし、ハーッセ統治下の地方社会との関係を希薄化	影響力を失わせることにあったと思われる。つました中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィールに関しては一語の記載も見られなくなるし、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなし、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなん、イラールに関しては一語の記載も見られなくなる九/一〇三八年の動運の記述に至ると、もはやセ	員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー上されたとも考えられる。いずれにせよこの職をも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなるーラールに関しては一語の記載も見られなくなる九/一〇三八年の動運の記述に至ると、もはやセ	せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィーとしての重要性が低下したために任官そのもも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなーラールに関しては一語の記載も見られなくなる九/一〇三八年の動運の記述に至ると、もはやセ	止されたとも考えられる。いずれにせよこの職をも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなーラールに関しては一語の記載も見られなくなる九/一〇三八年の動運の記述に至ると、もはやセ	の元くなやも地なるセ	浸透し、敢えて元地めに特記されなくなるに至ると、もはやセ	めに特記されなに至ると、もは	れなもくは	命記事が全く見られない。Šaftについても、一六一八/のうち Šaft 以外の地区の者たちについては後任者の任一五九四/一〇〇二年に任命されたセパフサーラール
小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。	は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底としての重要性が低下したために特記されなくなったために任官そのも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなるとすることで彼らの地方社会との関係を希薄化せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー上されたとも考えられる。いずれにせよこの職をしたすることで彼らの地方社会との関係を希薄化しても、またヴァズィーが、	影響力を失わせることにあったと思われる。つました中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィールに関しては一語の記載も見られなくなるし、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなるたた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー上されたとも考えられる。いずれにせよこの職をしてってい、有力者たちをヴァズィーニと年以降の担い手の記述は見出せない。さらに	員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化した中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィールされたとも考えられる。いずれにせよこの職をも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなるたか、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地上されたとも考えられる。いずれにせよい。さらに二七年以降の担い手の記述は見出せない。さらに	せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィーとしての重要性が低下したために任官そのも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地上されたとも考えられる。いずれにせよこの職を しての重要性が低下したために特記されなくなる しっールに関しては一語の記載も見られなくなる していたとも考えられる。いずれにせよこの職を	止されたとも考えられる。いずれにせよこの職をも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地としての重要性が低下したために特記されなくなる、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地二七年以降の担い手の記述は見出せない。さらに	の元くなやらも地なるセに	浸透し、敢えて元地めに特記されなくなる。もはやセージング	めに特記されなり、も見出せない。さ	なもっくはさ	のうち Saft 以外の地区の者たちについては後任者の任一五九四/一〇〇二年に任命されたセパフサーラール
小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。	は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 したいの重要性が低下したために特記されなくなる し、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 を懐柔する必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 したれたとも考えられる。いずれにせよこの職を したかしたために任官そのも したために任官そのも しての職権の担い手の記述は見出せない。さらに	影響力を失わせることにあったと思われる。つま したっしたで彼らの地方社会との関係を希薄化 しての重要性が低下したために特記されなくなる しての重要性が低下したために特記されなくなる たでする必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる たちを壊柔する必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 を懐柔する必要がなくなったために任官そのも していても、一六一八	員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 した中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー しての重要性が低下したために特記されなくなる しっールに関しては一語の記載も見られなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 を懐柔する必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 をででする必要がなくなったために任官そのも しての重要性が低下したために特記されなくなる しての重要性が低下したために特記されなくなる しての重要性が低下したために特記されなくなる しての重要性が低下したために特記されなくなる	せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー上されたとも考えられる。いずれにせよこの職をしての重要性が低下したために特記されなくなるたど一〇三八年の動運の記述に至ると、もはやセニ七年以降の担い手の記述は見出せない。さらに事が全く見られない。Saftについても、一六一八	止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を しされたとも考えられる。いずれにせよこの職を も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる 九/一〇三八年の動運の記述は見出せない。さらに 二七年以降の担い手の記述は見出せない。さらに 事が全く見られない。Saftについても、一六一八	の元くなやら一も地なるセに八	浸透し、敢えて元地 しいても、一六一八 ついても、一六一八	めに特記されな 載も見られなく で至ると、もは のいても、一六	れ いご なも ° 一 く は さ 六	五九四/一〇〇二年に任命されたセパフサーラー
小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。	は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 ル/一〇三八年の動運の記述は見出せない。 ち、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなっ も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 ち、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 ち、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 ち、なれたとも考えられる。いずれにせよこの職を も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィー	影響力を失わせることにあったと思われる。つま しとすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 しての重要性が低下したために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる たちを懐柔する必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 を懐柔する必要がなくなったために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 していても、一六一八 ち yáff 以外の地区の者たちについては後任者の	員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 した中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー たっれたとも考えられる。いずれにせよこの職を も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地	せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー上されたとも考えられる。いずれにせよこの職をしての重要性が低下したために任官そのも、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地をしての重要性が低下したために特記されなくなるたったとも考えられる。いずれにせない。さらに事が全く見られない。Saftについても、一六一八ち Saft 以外の地区の者たちについては後任者の	止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を カ/一〇三八年の動運の記述は見出せない。さらに ーラールに関しては一語の記述は見出せない。さらに しての重要性が低下したために特記されなくなる たしての重要性が低下したために特記されなくなる ためての重要性が低下したために特記されなくなる ないですズィール統治が浸透し、敢えて元地 も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 をしての重要性が低下したために特記されなくなる なる。またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地	の元くなやら一者も地なるセに八の	浸透し、敢えて元地 でついても、一六一八 でついても、一六一八 でついては後任者の	めに特記されなくなるでついても、一六一八でついても、一六一八にてい。さらに	れなくなる に 一 代	
小措置の一環であったといえよう。 小措置の一環であったといえよう。	は、ハーッセ統治下の地方軍事勢力に対する徹底 影響力を失わせることにあったと思われる。つま 員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー ルは名誉職と化した。	影響力を失わせることにあったと思われる。つま が全く見られない。Saft については後任者の た中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィー しされたとも考えられる。いずれにせよこの職を も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 しては一語の記述に至ると、もはやセ しての重要性が低下したために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 しては一語の記述に至ると、もはやセ しての重要性が低下したために任官そのも も、またヴァズィー	員とすることで彼らの地方社会との関係を希薄化 地は名誉職と化した。	せた中央政府の意図は、有力者たちをヴァズィールは名誉職と化した。 ち Saft 以外の地区の者たちについては後任者の 五九四/一〇三八年の動運の記述は見出せない。さらに 事が全く見られない。Saftについても、一六一八ち saft 以外の地区の者たちについても、一六一八 ち、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる れ/一〇三八年の動運の記述は見出せない。さらに しての重要性が低下したために特記されなくなる しての重要性が低下したために特記されなくなる したれたとも考えられる。いずれにせよこの職を しての重要性が低下したために行言そのも しての重要性が低下したために行言そのも しての重要性が低下したために行言子の職を しての重要性が低下したために行言子の しての重要性が低下したために行言子の なったために行言子の も、またヴァズィール	止されたとも考えられる。いずれにせよこの職を 「そって」とも考えられる。いずれにせよこの職を 「これ」としての重要性が低下したために任官そのも も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる しテールに関しては一語の記述は見出せない。さらに 「ラールに関しては一語の記述は見出せない。さらに 「ラールに関しては一語の記述に至ると、もはやセ しての重要性が低下したために特記されなくなる も、またヴァズィール統治が浸透し、敢えて元地 としての重要性が低下したために特記されなくなる しての重要性が低下したために特記されなくなる	の元くなやら一者ラも地なるセに八の一	浸透し、敢えて元地 えてたセパフサーラー	めに特記されなくなる れたセパフサーラー れたセパフサーラー	れ らう は ノ は ノ は ノ な も っ 一 後 サ く な は さ 六 任 ー ラ る セ に 八 の ー	

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策

る。 軍したという。
(32)
(35)
(35) は を召喚する権利を持っていたとしている。しかしながらの統治に関わる危険のある際に限り、援軍(Hilfstruppe) 命を受けていたからこそ、アゼルバイジャンのヴァズィ Behzād Baig は Lāhijān, Rašt, Fuman に次々赴い Astārā と Gaskar のヴァズィール職 を担う者として任 いる。しかしこの事例を「援軍を召喚する権利」の行使 長たち(ro'asā')、セパフサーラールたち、 庶民(aṣāyer) て、貴顕の人々 (akāber va a'yān)、ライヤーム、地区 僅かに見出しえたヴァズィールの軍事行動に関する記述 および進軍の動機は不当なもの で は な かった。自らが と捉えるべきではない。この時の Behzād Baig の主張 ールと Āstārā の管轄を巡って争った際の記述がある。 ルの Behzād Baig が、アゼルバイジャンのヴァズィ が軍事における権限を制限されていたこ とを 示 してい 前記のレョールボルンの見解はこの記述を根拠として たとえば、一六一〇/一〇一九年、二代目ヴァズィー レョールボルンが述べている以上に、ヴァズィール

レヨールボルンは、ハーッセ地のヴァズィールは自ら

四七(三九九)

る。 興味深い。つまりハーッセ地のヴァズィールは常備軍を<sup>(9)</sup> には逃亡するしか手立てがなくなるさまが記されており それを行う権利を賦与されてはいなかったのである。そ の「醜行('amal-e šanī')」を恥じて動員した三〇〇名る。しかし彼はこの進軍のことをシャーに知られ、こ 戦いの習慣 (ādāb-e jang)を知らなかったため、 すなわちキャラーンタルや貴顕(a'yān)と共に反乱軍 る兵たちであったことも重要である。財政を扱うヴァズ ろう。そして Behzād Baig が動員しえた勢力が、主に 央政府の側から「醜行」とみなされたのは、ヴァズィ の事例の帰結に特目したい。この行動がシャーおよび中 (pīškeš)を差し出してシャーに謝罪することになる。こ と共にシャのー 夏 営 地 に赴き、五〇〇トマンの献上金 に立ち向かおうとしたものの、もとより策に乏しくかつ の際、ヴァズィールの Mirzā Esmā'il が、自らの従者 したい。さらにTGFには一六二九/一〇三八年の運動 ライヤームなど金銭を与えたり武器を供与したりして募 ルの立場で軍事行動を取るのが越権行為だったためであ ールの主張を不当なものとして行動を起こしたの で して募兵を行わなくては行動を起こせないことにも注目 ィールにとってこうした募兵は可能であったが、彼らは 史 学 第五十九巻 第四号 つい あ 1

難したと説明している。しかし常備軍を持たないヴァズらの命令(farmān)なしに進軍した」ためにシャーが非 Ś 軍事行動を起こすべきではないとされていたのである。 降も従来のハーケムがその地位を保ち、その後も彼らと 考えられるのである。 有していなかったと考えられる。彼らに軍隊指揮 Lešte nešā, Kohdom, Tonekābon のハーケムたちの軍 な理由があり、ヴァズィールの統治の存亡に関わるよう 部族的・家系的に繋がりのある者たちが統治を続けた。 隊であった。 圧にあたった、Āstārā, Gaskar, Daylamān, Rānekūh, は、一六二九/一〇三八年の Farib Šah 運動の際に に武装し、有事の際に主体となって軍事行動を取ったの な危機が生じた際には、 ィールに進軍命令が出されることなどありえまい。正当 レョールボルンは、この事例の帰結について、「宮廷か これらの各地区については、一五九七/一〇〇六年以 ハーッセ化以降のギーラーンの地方軍務におい 引き続きハーケムとして統治を担っていた勢力にいか いかに自らの正当な権利が侵害されようとも、 e ギーラーン近隣地域のハーケム軍勢力 別な集団に進軍命令が下ったと र् 権 自ら はな

常

鎮

四八 (四〇〇)

地域	支配勢力について	地域特殊性 への適合	ギーラーン征服 への適応	サファヴィー 王朝への協力	王朝軍遠征 への援軍	yarīb Šah 運動時
Āstārā	Ţāles(古来Gīlānに遍在 するイラン系山岳民族)	O	抵抗(1512) 後 恭順	1599~		鎮圧軍指揮 (兵5000)
Gaskar	~1620 Ţāleš	Ø	協力するが 反乱者輩出	★1610~	1616年 (TAA893)	
	1627~ Čīnī(クルド系)	0		1627~	······································	
Daylaman	1595~ Ṣūfī(クルド系)	0	協力(TGF165)	1595~	1606, 1608, 1609年	東ギーラーンの 騒ぎを鎮定
Rānekūh	古来Ṣūfī(11c~)	0	協力(TAA451)	· <b>★</b> 1592~	1596年	鎮左に参加
Lešte nešā	1596~ Čīnī (漸次ハーッセに移行)	0	協力(TGF171, TAA514-5)	★1596~	1609年 (TAA797)	
Kohdom	Gīlānī	O	協力(TGF165, TAA491-4)	★1593~	1616年 (TAA893)	鎮圧に参加 (兵1000)
Tonekabon	キズィルバシュ・ルームルーの 一氏族 Heṣārlū	?	協力故の任命	★1595~	1625年 (TAA1036)	鎮圧に参加

表Ⅲ ハーケム統治下にある近隣地域とその勢力(~1629年)

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策①

★は最低限この時期はそうであったことを示す **日ぺ**(日〇1)

Ṣūfī は、〔平時〕 Daylamān の山中に あって東ギ	© Daylamān のハーケム Birām Qoli Sol <i>ț</i> ān Mir	されている。さらには次のような記述も見られる。	動の鎮圧にあたったことはTGFをはじめ諸史料に明記	上記各地区のハーケム勢力が一六二九/一〇三八年の運	なかったため、⑶は特に重要である。 Lešte nešā を除く	ラーンの軍務を担いうる勢力はこれらハーケム軍以外に	要条件である。中でも、その地域的な特殊性ゆえにギー	れもサファヴィー朝側から見て重要である点、および必	まるかについては付表Ⅲを参照されたい。これらはいず	前記の地域の統治勢力がこれらの点に各々どう当ては	いうる。	構成され、ギーラーンという特殊な地域の軍務を担	③ 古くからギーラーン地方に居住する部族によって	శ్	(2) サファヴィー朝軍の遠征の際に軍事奉仕を行いう	協力した。	ヴィー朝に対して服従を示しており、征服活動にも	(1) ギーラーン征服時、あるいはそれ以前からサファ	の点が挙げられる。	なる特性があったのかを史料の記述から考察すると、次	史 学 第五十九巻 第四号
---------------------------------	---	-------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	------	-------------------------	--------------------------	----	----------------------------	-------	-------------------------	----------------------------	-----------	---------------------------	---------------

下の地域をほぼ取り巻く形で存在しており、戦略的・軍	に見られるように、ハーケム統治地域は、ハーッセ統治	ず、ハーケムたちにハーッセ地の軍務を委ねた。地図I	があったため、近隣のハーケム統治地域はハーッセ化せ	の縮小を目指したが、イラン中央部からの派兵には無理	中央政府はハーッセ統治下の地域については軍事勢力	ケム軍の軍事行動に依存するものとされていたのである。	ーンのヴァズィールは有事の際にはとうした近隣のハー	たという記述も見出される。つまり、ハーッセ地ギーラ	ムと Daylamān のハーケムの許に援軍の派遣を依頼し	に東ギーラーンのヴァズィールが Tonekābon のハーケ	Gaskar のハーケムが援軍を送ったという記述や、同様	そして、西ギーラーンのヴァズィールの要請によって	である。	彼らは有事の際のハーッセ地域の軍務を任されていたの	域のハーケムたちの出動策が講じられたわけではなく、	ていたことを示す記述も見られる。つまり臨時に近隣地	中央政府からの命令を受け取る以前に鎮圧行動に着手し	また、 Āstārā のハーケムと Gaskar のハーケムが、	(harāsat)を任されていた。	ーラーンの首府 Lāhijān の暴動(fetne)の監視	五〇(四〇二)	
---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------------	--------------------------	------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------------------	---------	--

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策⇔	持に不可欠であった点に鑑みると、少なくともギーラー	した。こうしたハーケム勢力の存続がハーッセ体制の維	が担っている上、その内にはキズィルバシュ部族も存在	は、Gaskar を除き全て同一地域について同一部族の者	ハーケム体制が存続したギーラーン 近 隣 地 域の統治	ッセ体制を維持することで利害の一致を見たのである。	勢力を置いた利用したのではなく、双方それぞれがハー	がそれにあたるであろう。中央政府が一方的にハーケム	統治権の賦与、サファヴィー朝における官職の授与など	らかの利点を見出していた。たとえば論功行賞としての	臣従関係を確立し、ハーッセ地の軍備をも担うことに何	なく、他方のハーケム勢力の側も、サファヴィー朝との	あっただろう。むろんそうした中央政府の意図のみでは	ハーッセ体制の続行はもちろんハーッセ化自体不可能で	ギーラーン人勢力の軍事力なしには、ギーラーン地方の	る。それ以上に Tāleš, Čīnī, Şūfī および Kohdom の	は中央政府にとって不可能かつ非合理的であったといえ	した地域までをも武装解除してトユールを撤廃すること	たい軍事力を有していたことも考えられる。つまりこう	とを暗示している。また存続したハーケム勢力が侮りが	事的な側面が、ハーケム統治下に残る地域を決定したと
------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

が施行されたのである。(未完)強化にあった。そのためそれに最適なヴァズィール統治化政策の目的は、統治体制改革そのものではなく、徴税力や部族主義による地方統治の撤廃ではない。ハーッセンのハーッセ化の目的は、キズィルバシュのハーケム勢

、註

- は註(18)および(19)を参照されたたい。の近衛兵団を増強した。ゴラームおよびコルチにつてい(1) ゴラーム(70lām)の常備軍を新設した他、コルチ(qōrčī)
- をなしたトルコマン系遊牧民を指す。 奉者として教主の下に集まり、建国の際に軍事力の中核(2) サファヴィー朝の母体となったサファヴィー教団の信
- (3) たとえば H. R. Roemer, R. Savory などがキズィルバシュ勢力弱体化を強調する立場をとっている。その主張は; Roemer, H. R., "The Safavid Period", The Cambridge History of Iran vol. 6, pp. 189-350, Press Syndicate of University of Cambridge, New York, 1986, (pp. 264-5). および Savory, R, "Abbās I," Encyclopaedia Iranica I-1, pp. 71-75, Routledge and Kagan paul, London, Boston and Henley, 1982. などに見られる。
- (4) 'Abd al-Fattāh Fümani, Tarix-e, Gilan, (ed., M

五一 (四〇三)

Persia, London, 1953. (以下 Lambton. と略記) p. 108; TM p. 26) (cf. Lambton, A. K. S., Landlord and Peasant in

五二(四〇四)

- (I) K. M. Röhrborn, Provinzen und Zentralgewalt Persiens im 16. und 17. Jahrhundert, Berlin, 1966. (以下 PZP と略記)pp.115-6.
- <u>12</u> 料に現われた場合は、その地域がハーッセ化されたもの ヴァズィールまたはダールーガが統治の担い手として史 と見なした。 ールボルンの方法を踏襲し(PZP. pp.118-121)、 トユ ール保有者としてのハーケムが廃され、中央政府派遣の ハーッセ化を明記した記述が極めて少ないため、レヨ
- 13 す hokūmat と表記される)を司ったと見なされる者を指 てではなく、統治に関わる業務(主に vezārat あるいは 統治担当者とは、史料において、トユール保持者とし
- (쏙) PZP. pp. 115-6.
- (12) PZP. p. 136.
- (16) ヴァズィールが財政管理を強化したハーッセ地運営を pp.182-3, TGF p.173 etc.) に明示されている。 される任命勅令の記載など(ex. JM vol. 3-1, p. 176, 任じられた文官であったことは、地方史史料などに見出
- (17) ダールーガは、警察機能を持つ職であるとされるが、
- (cf. Quiring-Zoche, R., Isfahan im 15. und 16

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策 🖯

S) Ostājl 部および Šāmlū 部は、サファヴィー朝の初南アジア研究』No. 23, 1984 年, pp. 26-46 を参照されたい。

- ッバースの擁立を巡って争ったこともあった。 る二大勢力であり、ホラーサーンにおいて、即位前のア 期から、トルコマン系キズィルバシュ部族集団を代表す (2) Ostājì 部および Šāmlū 部は、サファヴィー朝の初
- 21) ゴラームおよびコルチの内にはトユール保持者も存在 されてもいた。(cf. XT p.888, TAA p.564).
- (22) XT p. 889 またこの年には、ギーラーンとマーザンダ
   (22) XT p. 172)。
- 補足を示すものとする。
  (23) TGF p. 173 なおこれ以降 〔 〕は引用文中の筆者の

五三 (四〇五)

ゝ
-
学
第五
;五十九巻
第四号
<b>号</b>

中

明解を期すため西ギーラーン、東ギーラーンと記す。pas、東ギーラーンは Bīye pīš と記されるが、本稿では、(24) ペルシア語史料 に お い て は、西ギーラーンは Bīye

25

TGF pp. 231-2

- (26) ダールーガが中央政府からギーラーンの統治者として
   (26) ダールーガが中央政府からギーラーンの統治者として
   (26) ダールーガが中央政府からギーラーンの統治者として
- (27) II-3-b で後述する。
- (\veen ) ex. TGF p. 181, p. 190, p. 217.
- (29) 西ギーラーンは Eşhāq 家、東ギーラーンは Kiyā 家の王子たちが代々統治を行っていた。(cf. Rabino di Borgomale, H.L., "Les Dynasties Locales du Guîlân et du Daylam", Journal Asiatique, No.237, 1949.
   pp. 301-50)
- (30) どちらのハーケムもサファヴィー朝に対して貢税(bāj いらく) TGF p.14) であるという。 va xarāj) を支払っていた。こうした朝貢関係が始まっ
- Ahmad は一時西ギーラーンを占領したが、一五六六/(31) たとえば、東ギーラーンの ハ ー ケ ム で あった Xān

- (TGF p.42, p.53)。 (TGF p.42, p.53)。
- (33) TAA p.451. なお TA には、占領直後から、東ギー(33) TAA p.451. なお TA には、占領直後から、東ギー
- ラーン征服軍を率いた Farhād Xān Qaramānlū がハー
- (3) TGF pp.152-3, TAA p.497, TA ff. 106b-107a.
- (53) TGF p. 157.
- (36) TA fol. 89a 一五九〇年一二月/九九九年 Safar月
- 関するアッバースI世の主張が記されている。くからペルシアの一部と見なされていた」という征服に(37) たとえば della Valle. p.167 には「ギーラーンは古
- (器) cf. TGF p.129, TAA p.448 pp.460-1, pp.492-3 たり。
- 征服に踏み切ったという(TAA p. 449)。 Ahmad が首府 Lāhijān をオスマン朝に引き渡して軍(39) アッバースI世は、東ギーラーン の ハ ー ケム Xān
- (욱) TAA p.494.
- (41) イラン中央部から旅してきたオレアリウス (Olearius,

	ノヤー・アンド、「七つドー・シー」とう文章)
57 5	1/1/11 1/14
6	(8) Farhād Xān 率いる西ギーラーン正限軍は、兆二いこる。
55	懸念し踌躇していた(andīše va ta'āmolī dāšt)とあ背地('aqebāt)が攻め難いこと(saxtī)から、 征服を
	バース1世が、ギーラーンの道(toroq va ša'bāt)や後(47) TGE p.130. 一五九一/九九九年 の 記述には、 アッ
54	たい。
53	解釈にはかなり問題があるのだが、ここでは詳しく触れ
<b>5</b> 2	て挙げ、この結論を導いている(PZP pp.129-30)。この
<b>51</b>	兵隊がハーッセ地の軍務に携わった記述をその根拠とし語るして宮交行者の話を見り、ためにによりな人物とし
	吾として宮廷送者の吾と用い、さんのでゴラーム集団や売(46) レョールボルンは molāzemān-e xāşşe-ye šarifeの訳
	れたことを示す記載が TAA p.587 に見られる。
	た徴税・財政制度の整備・改革と財政管理強化が進めら
50	(45) さらにホラーサーン遠征の後、国家機能の拡大に伴っ
	(작) TAA p. 564. pp. 570-3.
	(엏) TAA pp. 544-5.
	(욒) TAA pp. 459-60 TA ff. 96b-97a.
	rep, Paris, 1719. (以下 Olearius. と略記) p. 1008.)。
<b>49</b>	arius en Moscovie, Tartarie et Perse. Paris, 1659;
	を記している (Relation du Voyage d'Adam Ole-
	A.)は、ギーラーンの農産物が豊富かつ安価であること

シャー・アッバースI世のギーラーン地方政策

要があったという(TGF p.153)。いた捕虜の Bū Sa'id Mīr を釈放し、道案内をさせる必

- (49) 時代はやや下るが、Olearius. の一六三三年二月一〇(49) 時代はやや下るが、Olearius. の一六三三年二月一〇
- て戦うようになったという(TGF p.133)。 「シュ軍は、ギーラーンの森林(jangal)での戦闘の仕でシュ軍は、ギーラーンの森林(jangal)での戦闘の仕でり、東ギーラーン征服の際、Farhād Xān 率いるキズィル
- (5) TGF p. 86.
- (2) TGF p. 109.
- (53) 本稿 II-2-d で後述する。
- (括) cf. PZP. p. 131 ねよじ M. Pāyandeh, Qiyām-e
- もその解釈の根拠は示されていない。 *rarib Šāh*, Tehrān, 1980. p.41 なお、いずれについて
- fahān および Kohdom, Šekāl Gūlāb である。 fahān および Kohdom, Šekāl Gūlāb である。
- velāyat)を与えると約して motajannade を集めた」と(57) たとえば、 TAA p.593 には、地税収入(hāsel-e(56) TAA p.451.

五五(四〇七)

ň	<b>A</b>	70		-HF	<u>69</u>	- <b>h</b> -r	۲	<b>.</b>	$\sim$	<u>68</u>	<u>67</u>	<u>66</u>	<b>65</b>	64	<u>63</u>	<u>62</u>	<b>4</b> 71	<u>61</u>	<u>60</u>	<u>59</u>	<u>58</u>		
	の町(qaşabe)の領有権(dārā'ī) を有していたとい	TGF p.42 Fūman のセパフサーラールは Fūmanたという(TGF p.31)。	nāyeb-e xod なる者を自らの代理(nāyeb-e xod)にし	世に召喚された際、セパフサーラールの Āqā Fūmanī	たとえば、西ギーラーンのハーケムがタフマースプI	たと記されている。	よび統治者代理(vakil al-solțane)を巡って争ってい	があって、いつもセパフサーラール位(sepahsālārī)お	(sepāhiyān)には、Ajdar, Čopek の二つの種族(țāyefe)	TAA p.461 には、東ギーラーンのセパーフたち	TGF p. 213, p. 263, p. 283.	TGF p. 213.	TGF p. 228, p. 254, p. 283.	layyām-e moʻtabar TGF p. 254.	akāber-e layyām TGF p. 228, p. 254.	ro'asā'-ye layyām TGF p. 267, p. 268.	記述(TGF pp.190-3)が最後である。	一六一〇/一〇一九年のアゼルバイジャンへの進軍の	TGF p. 190.	TGF p. 73.	TGF p. 20.	いう記述が見られる。	史 学 第五十九巻 第四号
80	<del>79</del>	78	77	<u>76</u>						<b>75</b>		74			<del>73</del>			72				<u>71</u>	

という事例がしばしば見られる (TGF p.71, p.103 敵側のセパフサーラールを自軍に取り込もうと画策する たとえば地方政権時代の領土や覇権を巡る戦闘の際、

五六(四〇八)

etc.)° (TGF p. 167)° パフサーラール位と共に Somām を与 えられている Mir Farrox Aškūlī なる者がアッバースI世からセ

pp.451-2)° サーラールはホラーサーン遠征に同行したという(TAA たとえば、東ギーラーン征服直後 Lāhijān のセパフ

名にそった形で任命が行われた (TGF pp.157-8)。 西ギーラーンのハーケムとなった Farhād Xān の指

Mir Hātam (1)(ヘチャン)、 Toulam … 'Ali Xān Toulami (1 |〇 - ト ハ) (TGF p. 158). TGF p. 173.  $\mathbb{N}^{\circ}$ ; Rašt … Amir X' and Xan Țaleš(1| $\mathbb{OO} \rightarrow \mathbb{N}$ Kūčesfahān … Hājjī 'Alī Xān (11)〇ムトン)' Šaft…  $\lambda$ )' Fūman … Bū Sa'id Mīr (|〇〇 チャン)' 各地区に任じられた者とその俸給額は 次 の 通 りであ

されているが、正しくは Kar Kiyā Fathī であろう。 TGF ではこの運動の主導者名が Kar Giya Fathi と

TGF p. 175.

TGF p. 190.

たとえば一六〇八/一〇一七年には、ヴァズィール代

シャー・アッバース1世のギーラーン地方政策①	ų گ	在が認められるため、本稿ではハーッセ 地 と み なさな	の二地域にはアッバースI世時代を通してハーケムの存	化されたという記述が TGF p.181 に見られるが、こ	(8) TGF p. 188 なお Gaskar および Āstārā がハーッセ	(85) TGF p.190 cf. 記述例⑥	(X) PZP p. 131.	せない。	とTGF p.259 に記されているが、後継者の記事は見出	としてセパフサーラール位を要求し た が 叶 わなかった	パフサーラール Mirātam の弟が父祖の官職である	(33) Mir Farrox の没(一六一八/一〇二七年)後、元セ	があるが、その後任者の記事は見出せない。	パフサーラールの死亡(一六〇八/一〇一七年)の記載	(2) TGF p.136 とは、Fūman および Kūčesfahān のヤ	らる (TGF p.259)°	Farrox がセパフサーラール職を 継いだことが記されて	(81) Šaft については、Mīrātam の没後、その女婿 Mīr	六〇九/一〇一八年 TGF p.189)。	に赴く際も、セパフサーラールたちが同行している(一	が正式にヴァズィールに就任し、Lāhijān に賜衣を受け	伴ったという (TGF p.184)。またこの Behzād Baig	アッバースI世に謁見する際、セパフサーラールたちを	理の Behzād Baig がマーザンダラーンの冬営地にいる	
	ル	例	述	で	ハ	思	Ţ	政	を	力	<u>93</u>	し	<u>92</u>	<u>91</u>	<u>90</u>	20	<b>89</b>	<b>88</b>	て	B	地	た	Ā	87	

> aig が任じていたダールーガや収税吏('āmel)を捕え 地域はアゼルバイジャンに 属すると主張して、 Behzād こしまったという(TGF p. 190)。 た。しかしアゼルバイジャンのヴァズィールは、この1 stārā のヴァズィール 業務を自らの下僚に 委託してい TGF p. 191. Behzād Baig はシャーに任じられた Gaskar および

 $(03-4)^{\circ}$ TGF pp.193-4 さらに翌々年罷免された (TGF pp.

PZP p. 131. TGF p. 264.

)ている(cf. 表Ⅲ)。 Gaskar のみは統治勢力が Tāleš から Čīnī に移行

<sup>忘われる。</sup>一六一一/一〇二一年までは Lešte nešā の eとっていたため (ex. TGF p. 169, pp. 195-7)、中央 が多く、中でも Behzād Baig 在職中にはヴァズィー AA pp.514-5)、 彼らの勢力を抑えようとしたものと \$府がクルド系のハーケムを任命して (TGF p.171. ?が強く、彼らがしばしばサファヴィー朝に抗する行動 による土地の買上げという形でこの両勢力に対する強 にはこの地域に関するヴァズィールの強い介入を示す 'は一応ハーケム統治地域に含める。 しかし TGF の記 かつてこの地域は Copek, A Idar という地方名家の勢 ーケムの存在が確認できるため(TGF p.206)、ここ

五七(四〇九)

		99 98 97 96 95	94
) Čīnī と Şūfī は、共に一一/七世紀頃にギーラーン ) Čīnī と Şūfī は、共に一一/七世紀頃にギーラーン Du岳部(主に Daylam)へ移住してきたと見られるク Borgomale, H. L., "Le Guîlân", <i>Revue du Monde</i> <i>Musulman</i> , No. 32, 1912. p. 280)。移住以来しばしば	の 地 を に ー も る 山 伝 あ い て よ る し 、 の 広 、 る 上 う い く の 造 あ 、 の し う い く の 、 の し う い く の 、 の し う い く の し う い く の し う い く の し う い く の し い く の し い く の し い く の し い く の し い く の し い く つ し い く つ し い く つ い い く つ い ら い く つ い ら い い て い ら い ら い く つ い て い い て の い い て の い て の い て の い て の い て の し い て の い て の い て の し い て の い て の の い て の し い て の の い て の で い て の い て い て の の の の い て い て の の の の い て の の い て の い て の の い て の の い て の の い て の の い て の の の い て の の い て の の い て の の い て の の い て の の い て い て い て の い て い て の つ い て い て の の い つ い て の い の つ い つ	) DhTAA p.16. ) DhTAA p.16, XS p.51. ) TGF p.264. ) XS p.51. ) Tāleš は古来 Gilānī と共にギーラーン地域に逼在す	<ul> <li>) TGF pp. 274-5, DhTAA p. 16, Olearius. pp. 1002-5</li> <li>) TGF pp. 274-5, DhTAA p. 16, Olearius. pp. 1002-5</li> </ul>

うる。 TGF にはクルド系統治者勢力と Gilāni の間に 独立政権を起こしており、半ば土着化した勢力と見なし

五八(四一〇)

273-4, pp. 284-5)° も様々な軋轢のあったことが示されている (TGF pp.

(⑪) Tonekābon の統治勢力は 明らかに トルコマン系キズ ィルバシュの一部族 Rūmlū に属する一氏族 Heṣārlū ースプI世期にはキズィルバシュの列に叙せられていた に出自を置いていた。また厳密にはトルコマン系ではな いらしいが Taleš 部族の Āstārā の統治者は、タフマ (TAA p. 141)°